

新見市特殊詐欺等被害防止対策機器(防犯機能を備えた電話機)設置補助金を交付します。

近年、電話での「オレオレ詐欺」や「架空請求詐欺」をはじめとした特殊詐欺の被害が増加しています。新見市では、65歳以上の方を対象に、特殊詐欺等の被害防止を目的に製造された機器(防犯機能を備えた電話機)の購入費用の一部を補助します。

対象者

以下の要件を全て満たす方が対象となります。

- 新見市に住民票を有し、かつ居住していること。
- 補助金の対象となる機器を購入する日において満65歳以上であること。
- 市税等の滞納がないこと。

対象機器

対象者の住宅に設置するもので、次のいずれかに該当するもの

- 通話の内容を自動的に録音する機能及び着信の相手に対し、録音を行う旨の応答を自動的に行う機能を有すること。
- 被害を引き起こす可能性のある電話の着信を自動的に切断する機能を有すること。

※対象にならない機器もございますので、購入前に下記までご相談下さい。

補助金額

購入費及び設置費用の2分の1で、上限5,000円
(100円未満の端数は切捨て)

必要書類

- ①申請書(購入から1か月以内に申請してください。)
- ②領収書の写し(宛名、電話機の機種が分かるもの)
- ③カタログの写し(対象機器であることが分かるもの)
- ④納税等状況調査同意書
- ⑤請求書
- ⑥通帳コピー

申請受付期間

令和5年3月31日まで

注意事項

- ・申請者は、対象者又は、対象者と同一世帯の方です。
- ・申請期間は、対象機器の購入後1か月以内又は当該年度末日のいずれか早い日までに添付書類を添えて申請してください。
- ・申請者、請求者、領収書宛名及び振込先口座名義は同一人物でお願いします。

詳しくは、新見市交通対策課へお問合せ下さい!

0867-72-6122

